

広告掲載規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般社団法人長崎県作業療法士会（以下「本会」とする）の広報誌への掲載及び、本会から依頼する新聞広告などに関する基準を定めるものとする。

(広告掲載対象刊行物)

第2条 広告掲載可能な媒体は、本会が発行する広報誌及びホームページとする。

2. 本会から広告掲載を依頼する媒体は、新聞などとする。

(掲載依頼対象の範囲)

第3条 広報誌への広告掲載は、本会の実施事業や活動に関連する次のものを対象とする。

- (1) 正会員及び正会員の勤務する医療、福祉施設及び教育機関
- (2) 本会の活動に賛同する賛助会員
2. 本会ホームページ上は、賛助会員の場合、リンク先（バナー）を掲載することができる。
3. 会員以外の企業及び施設などが掲載を希望する場合は、理事会の承認を必要とする。

(広告料)

第4条 広報誌の広告料は、前条及び紙面の大きさを基準に、別表に掲げる通りとする。

2. 本会から新聞社などへ広告掲載を依頼する場合、広告内容や大きさ、料金などを検討し、理事会の承認を経る必要がある。

(規程の変更)

第5条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。（試行期間に関する文言削除）

(附 則)

- ・平成23年6月1日 本規程の試行（平成24年3月31日まで）
- ・平成24年4月1日より施行

別表（広報誌への広告掲載料）

	A4 1頁サイズ	A4 1/2頁サイズ	A4 1/4頁サイズ
掲載料	・会員 1回あたり 10,000円 ・非会員 1回あたり 20,000円	・会員 1回あたり 5,000円 ・非会員 1回あたり 10,000円	・会員 1回あたり 2,500円 ・非会員 1回あたり 5,000円